

空家について学ぼう！

問合先／都市整備課（☎ 58-5111・75-3111代表）

近年、居住その他の使用がなされていない空家等（宅地に付属する塀・物置・立木・雑草などを含む）が増加しています。

空家等の中には、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものがあり、空家等の数がさらに増加すれば、問題が一層深刻化することが懸念されています。

そこで、国が平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家特措法」）を施行、市では平成29年3月に「桜川市空家対策計画」を策定し、市内の空家問題に取り組んでいます。



空家のイメージ

■空家等の適正管理

「空家特措法」では、適正に管理されていない空家等の所有者への措置が強化されました。

この法律の規定による勧告や命令を受けた空家等の所有者は、固定資産税の軽減が受けられず、50万円以下の過料に処される場合があります。

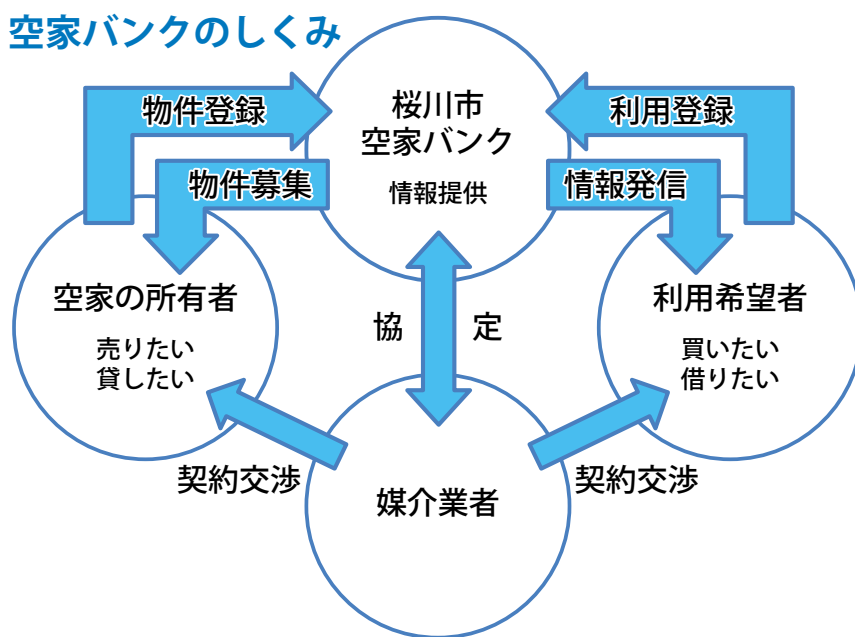
空家等は、定期的に点検・修繕し、管理が難しい場合は、事業者に依頼しましょう。

■空家バンク

桜川市では、市内の空家等を有効活用し、良好な住環境の確保、地域社会の活性化を図るため、「桜川市空家バンク」を設置します。

市内の空家等の売却や賃貸を希望する所有者などの方から申し込みを受けた空家等の情報を登録し、本市に移住や定住を希望する方などに、市のホームページなどで、その物件に関する情報を提供します。

空家バンクのしくみ



※市は、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空家等の売買および賃貸借に関する交渉、契約などは行いません。

特別養護老人ホーム 上の原

入居者募集

社会福祉法人 上の原学園

入居に関するお問い合わせは
下記までお願いします

Tel 0296-71-6888

HP <http://www.u-gaku.or.jp/>